## 公益社団法人岸和田青年会議所入会規程 新旧対照表

新 旧

第 3 条 会員拡充担当の委員会はすみやか|第 3 条 会員拡充担当の委員会はすみやか に第1条の書類を審査し、記載事項が事実とに第1条の書類を審査し、記載事項が事実と 相違なき場合、入会申込者の氏名、住所、生年相違なき場合、入会申込者の氏名、住所、生年 |月日、勤務先、役職、推薦者氏名、その他必要||月日、勤務先、役職、推薦者氏 名、その他 と認められる事項を理事会 14 日前迄に正会員 必要と認められる事項を理事会 14 日前迄に正 に電磁的方法にて告知し、会員拡充担当の委員会員に郵送にて告知し、会員拡充担当の委員 長の署名捺印を添えて理事会へ提出する。

正会員は異議ある場合、定める期日ま する。会員拡充担当の委員会は、異議が申し出する。会員拡充担当の委員会は、異議が申し出 された場合すみやかに調査する。

長の署名捺印を添えて理事会へ提出する。

正会員は意義ある場合、定める期日ま でに会員拡充担当の委員会に各文章にて通知でに会員拡充担当の委員会に各文章にて通知 された場合すみやかに調査する。その結果を 第4条の(1)の正副理事長との面談開催までに 理事長へ提出し、資格審 査対象とする。